GLOBE

グローブ **2017** 夏



(公財)世界人権問題研究センター

「わだつみ像」

(立命館大学国際平和ミュージアム)



彫刻家・本郷新の作。戦没学生の手記を集め編集した『きけ わだつみのこえ』の刊行収入をもとに、1950年に制作された。書名は学徒兵の体験を持つ京都在住の歌人・藤谷多喜雄の短歌に由来し、わだつみとは「海をつかさどる神」を意味する。当初は東京大学での設置が目指されたが実現せず、その後、立命館大学により受け入れられた。1969年に学生紛争の渦中で破壊されたが、翌年再建される。

立命館は、戦前に禁衛隊を結成した歴史を持つ。その反省から、国際平和ミュージアムは反戦を強く訴える。紛争の惨禍は日本にとどまるものではなく、戦没学生の嘆き・怒り・苦悩の象徴として制作されたわだつみ像は、今日、普遍的な平和希求の象徴としての意義をも有する。

GLOBE

GLOBE No. 90 2017 summer 目次

事業案内	事業案内	人権の窓	研究第六部	研究第五部	研究第四部	研究第三部	研究第二部	研究第一部	連載	外部寄稿	連載
ボランティア人権ガイドのご案内	2017年度 人権大学講座	「京都ウィメンズベース」の概要について… 中 西 た え 子	同一労働同一賃金の原則について 西村健一 郎	人権教育と「生きるためのことば」… 内田 晴子日本語を学ぶ・日本語で学ぶ	― 結婚指輪から読み解く― 馬 場 ま み女性のライフコースと結婚の意味	尹東柱誕生一〇〇年に思う 水野 直樹 コンドンシュュ	部落差別解消推進法 廣岡 净進	— 人としての尊厳と権利が守られる被災者支援のために — ・・・ 三 輪 敦子スフィア基準をご存知ですか?	— 普遍的定期審査の現場から—(その三) … 坂 元 茂 樹世界の人権はいま	中村 英樹「真のワーク・ライフ・バランス」の推進について	新しい人権問題への対応(その七) 大谷 實
24	22	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2

GLOBE(グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「オオヨシキリ」(夏鳥) 6月滋賀県・西の湖にて <(公財) 霰天神山保存会理事 外村修氏提供>





研究センター理事長 **兀学校法人同志社総長**

實

補助 症の 受精させる技術のことであります。 操作する医療のことですが、 学的なヒト す。 今回 生 医療と呼ばれています。 カ は、 ップルで自然な性交によらないで精子と卵子を 殖 補 生 0 助 殖 医 発生及び出生に人為的に介入し、 療 補 そいい 助医療に関する人権問題を検討 ますのは、 簡単に申しますと、 生殖医療とか生殖 学術的には、 または 不妊 生物 しま

その とは、 生 İ 殖 その一つは、 的 読者の皆さんも新聞等でご存知かと思いますが、 補 助医 に応じて、 療 は 子を欲しくない人のための医療で 大きく三つに分類することができ 様々な方面で発展を遂げてい るこ

> 間のクローニングも含まれます。 遺伝子に介入して生 凍結・保存)、 け、 0 代理懐胎などがこれに当たります。三つ目は、 い人のための医療でありまして、人工授精、 れに当たります。二つ目は、 希望に合うような生殖を目指すもので、 りまして、不妊手術、 数の選択 出生前診断などがあります。この中には (減数中絶)、 殖 の内 避妊および人工妊 容• 産む時期の選択 親になりたい 質を操作することや人 娠 男女産み分 体外受精 (受精卵の 子が 中絶がこ 当事者 : 欲 し

倫理問 ものであり、 きない 並んで飛躍的に進歩しておりまして、 ることにします。 生 殖補助医療の技術は、近年、 のは、 題を提供していますが、 今回 二つ目の人工授精、 は 特に、 体外受精について検討 人権課題として無視で 前 体外受精に関連する 回の終末期 新たな法律 医 問 療と 題

L 0 長の甲医師に相談し基本検査をしてもらったところ、 度も妊娠したことがないので、 Aさんと妻Bさんは、 かり易くするために、 体外受精にはいろい よう。 Bさん 医師 0 側に障害がある不妊症と診断されたとしま 甲 は AさんとBさんが何としても自分 三年前に結婚したのですが、 事 ろなタイプがありますので、 例を使ってお話しします。 産婦 人科の 甲医院 で院 夫 分 いを受けている訳です。

母ですね。その結果、Cさんは元気な男の子を産み 代わって生んで欲しいと頼んだのです。 卵子の採取にも心配はないと言われたのです。 に精子を注入する顕微授精という安全な治療法があり、 配 て子を産んでもらったらどうかとアドバイスしました。 の受精卵つまり胚をBさんの妹Cさんの子宮に移植 れにAさんの 0 口 ŋ 夫婦に引き渡したとしましょう。 AさんとBさん夫妻は、 たい 偶 例を引き合 レ 者 スラーの高 間 ع 思 0) 体外受精ですね。そして、今では卵子の 精子をふりかけ、 いに出して、 田 _ ○年ほ 延彦さんと女優の向 Cさんに必死 ど前 Bさんの卵子を取り出 にマ 体外で受精させて、 ス コ 3 の覚悟で、 井亜紀さん夫妻 で騒 11 わ ゆる代理 が そこで、 ħ Ļ B K たプ そ 中 そ 姉 Ĺ

ろであります。

たち夫婦

の子が

欲

Ĺ

いという切実な願

W

・をか

なえてや

Z

たの は、 高 すから、 月二三日) いです 裁 高 田 母子関係を認めることができない 判所は、「子を懐胎、 が、 夫妻の場合はアメリカの女性に ÍI. 高 として嫡出子であることを認めませんでし 縁関係からすると夫婦の実子なのです 夫の精子と妻の卵子を使って受精 田 夫 妻は特別 養子 出産していない女性との 0 親つまり養親としての 産んでもらっ (平成 七七 したの が、 年三 間 で た 13 最

11

るは とを決 なる を形成する権利」 ていますし、 年の男女は家庭を作る権利を有する」(一六条)と定 重要な要素であります。 を欲しいという不妊夫婦の切実な願望は、 遺伝的なつながりのある子を欲しているのですから、 れば全くの実子なのですから、 特 ばずが 者 別 養子制 めるものですが、 が ありません。 請 求 度は、 国 して、 際人権規約でも「婚姻をし、 を基本的人権として認めているとこ 家庭 もっぱ 多くの 世界人権宣言にお 高田· 裁 判 ら子 夫婦は、 夫 所 妻 Ó 0 特 0 審 福 别 場 祉 判 『合は、 肉 養子では で養子とするこ 0 体的 ため 11 幸福追 ても、 かつ家族 Ū な 遺 満 養 W 伝 求 し思 的 足 子 す 0

私は、 と考えており、 日本学術会議も代理出産の適法化を提案していますが 子宮の母とするかをはっきりすべきであると提案してま ら、民法を改正して、 考える最高裁判所の考え方は改めるべきであると考えて を速やかに公認すべきであ います。 りました こうして、 ح また、 の問題を人権の課題として取り組むべきである 拙 私は、 人権 速やかな立法化を図るべきであります。 著 0 配偶者間 新 法律上の母親を、 理念としての幸福追 V ŋ 0) の体外受精による代理 ちの法律学」二〇一一)。 子宮の 母だけど 卵 水権 の母とするか が子の 0 観 母と 出 産

「真のワーク・ライフ・バランス」の 推進について

働き方改革担当課長 男女共同参画推進課 京都市文化市民局共同参画社会推進部 のワーク・ライフ・ バ ランス推 進

受け、目指すべき京都の6つの未来像のひとつとして、 がいを持ち、心豊かな人生を送ることができる「真の 活できる『真のワーク・ライフ・バランスを実現するま ク・ライフ・バランス」を推進しています。 や社会貢献活動に積極的に参加することで、誰もが生き 若者たち「未来の担い手・若者会議U35」 人間らしくいきいきと働き、 はばたけ未来へ!京プラン」において、京都を愛する 「真のワーク・ライフ・バランス」については、 都市では、仕事と家庭生活の調和に加え、 真のワーク・ライフ・バランス」につい 市民の皆様と共に作り上げた京都市基本計画・一ク・ライフ・バランス」については、平成 を掲げ、 本市の重点施策として取り組 家庭・地域で心豊かに生 からの提案を 地域活動 ワー 動

> 進 る「真のワーク・ライフ・バランス」推進計 平成24年度から平成32年度までの9年間を計画期間とす (計画」という。)を策定いたしました。 そし この「京プラン」の実効性を確保するため、 画 (以下「推

ク・ライフ・バランス」応援WEBの開設などの取 を表彰する実践エピソードの募集や企業等や市民のため る環境整備を促進するとともに、 るための補助金制度や表彰制度の創設など、 時間労働の解消等に積極的に取り組む中小企業を支援す の総合的な応援サイトである京都style「真の 重点項目として設定し、 啓発・教育・情報発信」の4つの分野における支援を **!めてまいりました。** 推進計画においては、「仕事」、「家庭」、「地域 「真のワーク・ライフ・バランス」推 仕事と家庭生活の両立支援や長 市民の皆様の取組事例 進計 画について 企業におけ や社会」、 ワー 組

進 計 画につきましては、 計 進

伝統と知恵を生かし 書か与生活を支える 産業を育てるまち・京都 「学びのまち・京都」 ルミックといってきる まま、ままできかでままする 「異のフーク・ライフ・バランスを 実現するまち。家種!

6つの京都の未来像

28年度に、市民団体や画の中間年度である平成 まえて、 ネットアンケート調 ライフ・バランス」 では、「真のワー を行いました。 意見や社会情勢を踏 査等でいただいた御 交換会やイン 経済団体等との の基本的な考え方 改定版の策定 改定版 ター 意見 ケ・



京都 style「真のワーク・ライフ・バランス」 応援WEB http://www.kyotostyle-wlb.jp/

き方改革 ることが 社会貢献 フ・バランス」を実現するためには、「 京都 推進を に基 市 重 活動との 要です。 0 地域コミュニテ いあらゆ 生づき、 図ってまいります。 調 る施策と連 推進計 更なる 和が必要になる「 イ 0 の活 携 後 半 ワ 性化 男女共同 真 0 お 0) ワ ライフ 取組を 参 ĺ ては、 ク

長

図

バは向

を 事と育る つ 児や介護等 実効性を高 つ、社会情勢を踏まえて、「 捗確認を行うこととしております。 に係る取組等を追加するとともに、 0) 家庭生活の 新たに毎年度の事 両立 K 加え、 地 域

ランス」 って け た様 定の広がり いく必要があり いう言 真 題 似組を進 ワー 葉の周知度や せ ります。 てい ク・ 8 てきた結 、ますが、 ライ 実現度 真 バ ラン の企 0 ý 業 ĺ 更なる向 ス お ク・ライ け 0) á 実 上 理 解

化などにつながる 型による女性管理型 ステー る女性活躍推進法に基 は時間労働を前提とした働き方の見直 ライフ・ 更なる推進 **女性管理職の増加** いと充実感を感じながら働きつながる取組が不可欠です。 子高齢化 バ ラン 家庭 P や人口 ŋ 地 ずづく一 社会全体が発展 の実現 域活 不可, 加 組んでま や女性 や社会貢 動に 般事業主行 元に向 社会が の活躍 お働 きさ、 ります。 け (献が 13 そ 7 仕事上 推進計 できる 0 推 7 動 ため いくため 計 進 人の 企業に 企業 画 画に掲 0 男女 0 真 責 の活 策 0 ラ 任 を果 介が共 定促 におけ 1 げ ワ



真のワーク・ライフ・バランス 啓発キャラクター 「バランス鳥の真さん」

世界の人権は () ま

普遍: 色的定期 審 査 の現場から ― (その三)



同志社大学法学部教授 研究センター所 長

入っている国です。また日本に先駆け、二〇〇 規約の選択議定書の締約国であり、主要な人権条約 浮かび上がらせます。 も、さまざまな人権問題があることを普遍的定期審査は 家人権委員会を設置しています。そうした韓国において 韓国は、 日本と異なり、 個人通報制度を定めた自由: 年に国 13 権

受け入れませんでした。すでに自由権規約委員会は、 を認める手続を取るよう勧告しましたが、 るように、またイギリスは良心的兵役拒否者に代替義務 良心的兵役拒否者が兵役義務から免除される権利を認め おける良心的兵役拒否者の問題について、スロベニアは では、三三ヵ国が発言しました。徴兵制度をとる韓国に 二〇〇八年の韓国の第一回普遍的定期審査 韓国はこれを Û P R 韓

つかの勧告が行われました。移住労働者の人権に関する

員会によるこの「見解」を実施していません。 止をやめるようにとの勧告を行っていますが うした権利を法的に認め、 心及び宗教の自由を定めた第一八条一項の違反とし、 兵役義務 国に関する個人通報事例において、 から免除される権利を認めない 政府及び公的 良心的兵役拒否者に 機関 のは、 の雇 思想、 韓国 [は委 用

勧告 これらの勧告を受け入れませんでした。第一回のUPR で韓国が受け入れを表明したのは、 る司法の機能や社会環境など総合的に検討すべきであ た。しかし、韓国政府は、死刑廃止の問題は犯罪に関す めざす自由権規約第二選択議定書の署名を求め 態にある現状の中で死刑を廃止する法律の制定を求める 止を求める勧告(ベルギー)、多くの人が ます。こうしたこともあり、 です。ヨーロッパ諸国は、二〇〇三年に発効したヨー ムを設けることを求める勧告(イタリア)、死刑廃 パ人権条約第一三議定書で、 (オーストリア) 先回 また、韓国は日本と同様に死刑制度を維持してい 何よりも国民のコンセンサスが必要であるとして、 (ルクセンブルグ)、死刑廃止に向けてモラト 「取り上げた外国人労働者の問題についても、 がヨーロッパ UPRでは、 全面的に死刑を廃止 諸国によって行わ 一五の勧告でした。 死刑待ちの 死刑制度の n る勧告 して まし リア る 止 口 状 を 玉

特別 的 が 嫌 女性であり、 がらせや 報告者によれ 虐 待 ば、 の脅威にさらされている現状にあると 彼女たちは職場に 国におけ る お 移住労働 V て、 しば 者の三分 L ば 性 0)

加

こうした現状を背景に、

女性移住

労働者

0

権

利の

保

護

ます。

当該条約の締約国でなくても、 移住労働者 を効果的に保護するために雇用 別の配慮を行うようにとの勧告 住労働者の保護政策の立案に際して、 と差 け入れるとの決定を行 ました。 (インドネシア)、さらに法執行官の人権研修を実施 |状況を審査できるというメリットがあります の締約国ではありませんが、 的 これに対して、 慣 の権利保障を求める勧告 行 0) 撤 廃 を求める勧 11 ました。 韓国政府は、 条約が扱う移住労働 許可法の 告 (カナダ)、 このようにUPRでは、 韓 (アルジェ 国 (カナダ) [は移住 子どもと女性 これらの勧告を受 強化を求め 外国 IJ 労働者権利 がなされ 人労 ア る勧 に特 著 働 Þ 移 0 著

偶 る勧 玉 条約第一 「人女性の人身売買に対する戦 女性の権利に関しても多くの勧告が行われました。 蕳 た中で、 題 0 条に従っ イ べ ブ、 つにすることを求める勧告 ルギー)、 子どもの虐待、 玉 た女性に対する 政 府が受け入れたのが、 女性の 権 利 Vi 家庭内の暴力の犯罪 き別の 0) を強化することを 伸 長を人権 (イタリ 定義の採択と外 女性差別 政 ア)、 策 化と の重 求 撤 そ 配 8 廃

U

する法 して優先課題であることがわかります。 を通じた婚姻上の男女平等の実効性 る勧告 視点を取 国社会において、女性の地位向上と権利 メキシコ) 害者 律 0 (スロベニア)、 処 り入れたUPRのフォ 0 2罰を求 強化を求 でした。こうした審査の め める勧 る勧告 さらには 告 カナダ)、 (メキシ 口 l 戸主 アッ 0 状 確 制 コ 家庭 プの 況 保 度 0 をみ 改善 を求め 0) 廃止 実施 両性 内暴 いると、 が 依 る の広 平 力 を 勧告 求 等 然と 報 関

ですの 能力向 を目 を求め うな人権状 とができるため、 という制 するよう求める勧告 虐待に関する捜査 行を求める勧告 P います。 R は 権の普遍 的とする住民登録制 国 難 る勧告 政 上 民の地位の認定手続を国際難民法に則 度は、 一に資する制度であることは間 府は、この他、 兀 況 次回 年 !性と客観性を高めるために始 0 (アル そ 各国 進 は (ブラジル)、 韓国 Ò 玉 の実施 展 後四 [際的 が見ら のあらゆる人権問題を取り上 ジェ (ルーマニア)を受け入れ 0 年半) 第 な人権 度の見直しを求め 人権条約機関の リア)、 (カナダ)、 れ 口 た 結社と集会 [審査 K 0 基準実施 法執 かを検 を取 口 ブライ 行官 審 違 り上 討 見 査を受け のため V まっ á 0) による 解 してみたい ありませ げ、 勧告 バシー 自 の普 た U ました。 0 つ 由 どの 上げるこ 各 る制 て改善 拷 0 及 P R カナ 保護 企履 保 玉

思

スフ ィア基準をご存知ですか ?

人としての尊厳と権利 守られる被災者支援のために が I



関西学院大学等非常勤講師 研究センター -研究員

す。

のも、 変動が国際的な課題として注目を集めるようになった なったオゾン層の破壊だそうです。 そのきっかけとなったのは一九九○年代初頭に話題に ことがない ちの多くは、 先 日、 その頃でした。 テレビを観てい ٤ 知り、 生まれてから一度も肌 つくづく自分の て、 今 の 10 地球温暖化や気候 を焼こうと思った 代から20代の人た 年を感じまし

増えました。 以 め前には なっています。 そうした変化 つどこで巨大地 経験しなかった自然現象に見舞われることが がつかないとされるケースが発生するよう 台風の発生時期 の影響か、 地震に関する研究に接すると、 震が起こっても不思議ではない 近年、 や進路 ゲリラ豪雨、 \$ 過去のデータ 竜巻等、 日本 玉

> られました。 わる NG O と 国 における人道援助 フィア・プロジェクトは、 クトという言葉を聞かれたことがあるでしょうか。ス ます重要な課題になってくるように思われます。 と社会が災害にどのように対応するかは、 だということも改めて認識 皆さんは、スフィア基準あるいはスフィア・プロ その中核には以下の二つの信念がありま [際赤十字・赤新月社連盟によって始め の質を向上させるために、 一九九七年に、災害や紛 します。 その 意味で、 今後、 援助に ロジェ ます 域

- $\overline{2}$ 1 災害や紛争による苦痛を軽減するために実行 災害や紛争の被災者には尊厳ある生活を営む 可 権利があり、従って、援助を受ける権利がある。 能なあらゆる手段が尽くされるべきである。
- 際的 ッ 現在、災害や紛争の際の人道支援の基準として最も国 支援の際の最低基準を確認しました。 ン・フード・アイテム」「保健活動」 促進」「食糧の確保と栄養」「シェルター・ は、生命を守る主要な領域として「給水・衛生 ールになっています。 これらを実現するために、 に認知され 現場での活動を調整するための スフィア・プロジェクト 0) スフィア基準 4分野を設定し、 居留 衛生

述の信念で示されているように、

人道的

な支援

れ、障害者には特別な 保できるスペースを設定しています。 避難所の設置にあたっては、安全とプライバシーが確 スクを認識 危険性に注意を喚起しています。また、性的暴力のリ こと、 の女性には優先的に食糧支援が提供されるべきである の割合にするよう求めています。 13 は乞うものではなく、 トイレを設置する際には、 ます。 スフィア基準 利として認識 障害者が家族や介護者と離ればなれになることの 孤児や栄養失調児等、 な配 たとえば、 し、防止し対応することを求めています。 ₿慮が払われるべきであることが明記さ では、 されてい 、 一 日 支援 提供されるべきものなのです。 ることも重 の給水量 個室の数 の基準が 困難な状況にある乳幼児 妊娠 0 を女性3、 具体的に示され 一要な点です。 基 中および授乳期 一準等とあ 男性 7 1 助

てい に 告され 体育館 た間 景は私たちの記憶に新しいと思いますが、 に、一部の避難所で起こった事例が思い起こされます。 ح できなかったのですが、これは着 るみん ..仕切りが使用されなかった避難所があることが報 れとの関連では、二〇一一年の東日本大 が た女性たちには特に残念な展開でした。 ています。 の床一杯に布団を敷き詰めて生活されていた光 ないよね」との呼びかけに誰 支援 ?なは家族と一緒 0) 1 避難 スとして活 所 0 ij なんだか · ダ ー 用され 替えや も異を唱えること 5 格 の男性 7 間仕 r.V なか ·授乳 やっと届 切り 0 震 に苦労 災 つ スフィ たこ なん 0 13 際

> 見舞 とが ており、 の交渉にあたって効果的に活用されることも想定され 復興支援にあたって責任を負う立場にある した丁寧なプロセスが重要です。基準 であることが示されています。 ア基準は明言していて、被災者の声を聞くことが重 は、スフィアの原理の根本に位置している」ともスフィ されている光景に感銘を受けたこともありました。 のを見る機会があ キャンプ用と思われる無数のテントが設置 一準になることが望まれ 被災者が人道対応 なわれ れ しまれてなりません。その そうした観点からも、 た際に は、 ŋ, 避難所になった空港 の協議プロセスに関与すること 日本よりもプライ ます。 被災者 もつ と私たちに身近な は、 の多様性 ・バシー 1 行政機器 され 災害救 0 が 床 大 を理 てい 洪 関と 面 水 た

参考

基

ウンロードできる。 スフィア・ハ ンドブックの日本語版 は、 以下 から

Project_Handbook_2011_J.pdf https://www.refugee.or.jp/sphere/The_Sphere

2014/08/ スフィアに基づくリスト 011.pdf http://gdrr.org/wordpress/wp-content/uploads. ては以 フィ ア基 下 準に チェ 基 ッ ゔ 1 ク リスト た多様性 が参考に • ジェ になる。 ン 1 配

ス

部 落差別 解消 推 進 法

初

審



客員研究員

研究センター 大阪観光大学観光学部准 廣 圌 浄進 教授

策法 に向 者差別解消法) 害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 会で成立し、 解消 昨 ij 年 の推進に関する法律」(部落差別解消推 思わ 比 が五 た取 本邦外出身者に対する不当な差別 の暮れ、二〇一六年一二月九 ベ れる。 ると、 月に 組 同月一六日に公布施行された。 の推進に関する法律」(ヘイ が 成立して六月に施行され ح 周 知期間を経て四月に施行され、 0 法律はあまり注目されてい 日に 的言動 ているが、 ・トスピー 部落 昨年は 進法) 差別 0 (障害 ない 解 が チ そ 対 さ 消 障 玉 0

ない。

条文に

は

同

和問

題

などの

個別課題は明記されてい

戦 後 0 立法をふりかえると、 九六〇年に同 和 対 策

> みに、 関する法律」(人権教育推進法) て部落 三月に期限切れで失効した後は、 特定事業に係る国の 特別措置法、 これを継 その答 地対財 十年 九六九年に制定された同和対策事業特別措置法は当 議 会設置 問 間 申 (特法) 九九 問題の 承して一九八二年に制定され 0 が出され 時 法 八年に「人権教育及び人権啓発 解決を掲げた法律が不在であった。 限 が制定され、 も時限立法で、 一九八七年に制定された「地域改善対策 立法であったが、 たの 財政上の特別措置に が一 九六五年で、 翌年に審議会が発足した。 地対財特法が二〇〇二年 が制定されてはいるが、 三か年延長され 五年近くにわたっ た地域改善対策 これをうけ 関する法律 の推 ちな た

認め、 た後、 ある。 を定め、 とを目的」として「 と改めて宣言して、 したことを押さえたい この部落差別解消推進法は恒久法であり、 まずは、 部落差別が解消していないというその 部落差別は許されないものである」(第一 並びに国及び地方公共団体の責務を明らかに 国として、 「部落差別のない社会を実現するこ 部落差別の 連の特別措置法のなくなっ 解消に関し、 基 根深さを 理 本理念 念法で 13

0

よう

K

気になる点は

あ

る

0)

だ

が

とも

か

きる

相 たし るパ

談

たの が念 での 生じ とくに 指定を前 これ という文言が ĺ 差 る は 頭 7 たい 剜 は 与 0) 部 13 N るとい 党自民 であろう。 提 落 あ 0 情 して、 に進 るら 13 煽 法文に採 ル 動 報 党が主 め う。 1 化 L 0 ここでは、 ッ 5 ような、 0 11 れ、 を持 国会で 進 用された経過はよくわ 戦 展 一導した議 住 後 つ 人びとの 民 地 0) で 0 部落をめぐる人の 議 部 0 理 司 生 落差別 和 的 員立法である 論を見る 活課 K 対 存 区 策 画さ 在 題 事 0 が が 業 状 焦点化 問 況 が n いから ウ が 題 同 な に 流出 E 和 エ 変 13 な され な 地 間 ブ 化 法 入 0 X 題 上 が 0

13 体として規定され 方自 また、あくまでも 部 あ 法 で 7 落差別の 律 あ たる文言 治 Ź は全六条、 る。 制 体 などの 0 が 充実」 実態に係る調査」 部 お、 が 落 課 書 行 (第四 実態調 具 題 きこま てい 差 政 別 体 が 0 [条)、 施策となってい 的 るが 13 査に 関 す な施策とし れ す でに各方 7 教育及び啓 いつ 11 る (第六条) な 相 0) てだけ i, 談 事 K て 面 情 7 は か 予 的 発 \$ 確に b 算 は 「国民の責務 不明 取 指 措 玉 玉 (第五 だ ŋ 摘 応 お 置 であ さ け 組 ず ょ が るた が主 n 不 び る 7 朗 地

て、

13

登

発 か つ 7 人 7 0 確 権 かることを 場 認 課 %で部 る。 した 題 0) 法律 とい 落問 とつとして 待し 制 題 えるだろう。 定を が *取 機 ŋ あ 部 げ 落 こう 近 ら 問 年、 題 れること が た傾 学 あ 校 ることを が 向 教 K 育 ぐん 歯 Þ 社 玉 止

た

0 部

7 落

b

百 を

和

問

題

~

あ

0

た

が、

口

部

落

差

別

が 減 啓 L 諸

期 戦

た

n

蛇足ながら、

後

0)

部

落

問

題

研

究、

部

落

調

查

が

始

ン

問

題

指

す行

政

用

は

九

四

年

以

来

後

E

きた 九月四 :大きな役割を果たしてきた。 うつつ、 齋藤 の が ネ 壇 後 論 タ 0 歴史性社会性という視点は不可欠と考える 実態調査 たとき、 に 務 を 日 1 か、 ル 13 教 今年 委ね 育 め デ お 直 0 これ 月 また望 て、 子、 1 願 初 代理 啓 の場を借りて企画の予告をお許し 奈良 ス 度 5 13 V か 発 法 n 力 妻木進吾、 しても、 L 0 部落差別 らに ま が て、 本セ 7 事 本 ツ n 実 玉 シ e V 長 辰 向 態 で P る 也、 る 彐 ン it ので 地 ン あ 0 調 0 の今をどう捉える タ おそらくその内 7 を予定 查 方 部 Ś か、 Ш 井 1 0 [本崇記 などに 自 落 あ 林 上 0 議論を深 この ろうが 治 差 清 屋 人権 体 別 体 辰 的 法律 0) 7 解 0) 0 原 大学 新進 責務 な課 W V 消 郎 \mathbb{H} め そこに 実 る。 推 が 5 伴 て、 た 気 は 問 進 0) 0) 彦、 座 鋭 を 法 ぅ な か 歴 司 そ 会は の三 部 明 13 を 部 n 史 ま とし た ただ が 落 研 8 落 か 11 本 で 間 差 究

題 0 别 が セ 5

0

最

0

議

尹東柱誕生一〇〇年に思う



立命館大学文学部客員教授研究センター客員研究員

水野 直樹

故郷に戻った。

年秋には宇治市にも記念碑が建てられる予定である。たことから、京都市には詩碑が二つ建てられている。今り、岩波文庫にも入っている。同志社大学に留学していいなく尹東柱であろう。詩集の日本語訳が数種類出ておいなく尹東柱であろう。詩集の日本語訳が数種類出ておいなくがは、間違

多く住み、 の地には一 吉林省延辺朝鮮族自治州の 一九一七年一二月三〇日、 今年は尹 九世紀後半以降、 農業などに従事していた。 東 柱が生まれて一〇〇年目に当たる。 中国の吉林省和龍県 朝鮮から移ってきた人々が 部 明東村に生まれた。 尹東柱の家は、 (現在 袓 0)

実中学校が日本当局の圧力を受けると、そこを中退してクール崇実中学校で学んだ。しかし、神社参拝問題で崇か、尹東柱は明東村の小学校を卒業した後、朝鮮人が多渡って明東村に移り、キリスト教の熱心な信者となっ渡って明東村に移り、キリスト教の熱心な信者となっ

た。 の若さだった。宋夢奎も同じ刑務所で三月七日に獄死し 福 検挙され、治安維持法違反で懲役2年の判決を受けた。 の宋夢奎とともに て、 延世大学校)に学び、 九四三年夏、京都帝国大学文学部で学んでいた従兄弟 九四五年二月一六日に福岡刑務所で獄死した。 岡 その後、ソウル 立教大学を経て同志社大学英文学科に入学した。 刑務 所で 服 役 「朝鮮独立運動」をしたという容疑で (当時京城) 中 同校を卒業した後、 日 本敗 の延禧専門学校 戦 0) わ ず 日本に留学し か半年前 (現在 二七歳

掲載されたことがあるが、ソウルで詩集が出たのは獄死尹東柱が書いた詩のいくつかは、生前に雑誌や新聞に

を

(中国側では図們江)

父の代に朝鮮東北部から豆満江

0

詩

..世界を広い視野からとらえなおそうとする研究

が 柱

増えつつある。

0) 読まれ、 から三年後の一九四八年のことである。その詩集が広く 「国民的詩人」「民族詩人」「抵抗詩人」あるいは 教科書にも詩が掲載されることによって、 韓国 ーキ

11

直してみる必要があると思われる。

リスト教詩人」と呼ばれるようになった。

いえるくらい関心が高まっている。 集めたこともあって、韓国ではさながら尹東柱ブームと 主人公にした映画 くさん並んでいた。 コーナーが設けられ、 今年五月、 韓国に数日滞在したが、 「東柱 昨年には、尹東柱と従兄弟宋夢奎を 詩集や彼について書かれた本がた (トンジュ)」 書店には が多くの観客を 尹東柱

11 13 0 する関心と研究が広がり深まっていることを感じた。 参加して発表もしたが、 大学で開 をも .彼の周辺の人びとがどのような活動をし、 作品を分析・解釈するにとどまらず、 同じ五月には、生まれ故郷の朝鮮族自治州にある延辺 てい かれ たのかを明らかにすることによって、 た尹東柱誕生一〇〇周 中国朝鮮族の間でも尹東柱に対 年記念学術会議 彼が生きた時代 いかなる思 尹東 彼 13

> アジアにおいてどのように位置づければよい 誕生から一〇〇年を迎えたいま、 尹東柱を、 現在 0) かを問 0)

は現在 に対するリアルな認識を与えてくれる。 を象徴的に示している。 のであった。 いうまでもなく日本による植民地支配の暴力によるも そして日本にまたがっている。 尹東柱の生涯のあらましからわかるように、 二〇世紀前半の東アジアの歴史を知ることにつなが 異郷の刑務所で獄死しなければならなかったのは、 の中 国 彼の死は治安維持法体制の下での人権蹂躙 、北朝鮮 (朝鮮民主主義人民共和国)、 尹東柱の生涯はこのような歴史 彼の足跡をたどること 彼の足跡 韓国

る。 は、

くれる。尹東柱の足跡をたどり、 を持つことができるのではないだろうか 藤の様相を示している東アジアの現状を超える想像 ることを通じて、 東アジアに生きる者としての共生の感覚をもたらして の人びとの心に響くものをもっており、 しかし、それにとどまらず、 国境と軍事境界線で分断され対立・葛 彼が残した作品は、 その作品を読み理 その点にお

馬場まみ京都華頂大学現代家政学部教授研究センター研究員

年一〇月二〇日)などの記事にみられるように、 ている人は、あまりいません」(『朝日新聞』一九六四 ずかしい」、「男性の多い職場を見ると結婚指輪をはめ がったとされる。 徒の風習で、日本では戦後の高度経済成長期に急速に広 あまりみられない。結婚指輪は、もともとはキリスト教 異なるが、夫がしていて妻はしていないという組合せは 結婚していてもはめていない人もあれば、 または妻だけがしているカップルもある。夫婦によって 現在、 日本では、「どうも男が指輪をしているなんて気恥 どれくらい 西洋では夫婦で指輪を交換していた 0 人が結婚指輪をしているだろう。 夫婦ともに、 男性が

> 地位にある女性と、「妾女」や「後家」、遊郭の女性 に、「妾女・傾城・火車・後家」で区別している。 性を「公家・武家・町人・百姓」の妻という身分のほ 戸時代中期の『ゑ入女重宝記』(一六九二年)では、 を着て帯は前で小さく結ぶ姿で描かれている。 て帯を後ろで大きく結び、既婚の女性は地味な柄の着物 れ、これらの書物には、 められた。当時裕福な町人向けの教養書が多く出版さ さらに、女性は「結婚」を機に異なる姿になることが求 などの身分や階級によって服装や髪形が異なっていた。 は身分制社会であるから、男女ともに公家や武家、 立場によって外見が異なることが重視された。江戸時代 から行われていた。時代をさかのぼると、江戸時代にも 外見から未婚か既婚かがわかるようにすることは古く ているかどうかがわかるのである。このように、 るようにする役割をはたしている。指を見れば、 性のみが結婚を機にするものとして広がった。 結婚指輪は、 「結婚している」ことを見ただけ 未婚の女性は華やかな振袖を着 また、 結婚し つでわ 女性は

別に主君なし。夫を主人と思ひ、敬ひ慎て」仕えなけ「女子は成長して他人の家へ行」くのであり、「婦人は当時の女性向けの教訓書である『女大学宝箱』には、

異なる姿であった。

指輪をすることは少なかった。そのため、

結婚指輪は女

求められた。 位置づけが規定され、 うように「結婚」と「夫」を軸にして女性の社会的 である、妻以外の立場にある、夫が亡くなった、 ことができる。そのため、 結婚することによって妻になり、 のような「主人」である夫に仕 ることは、女性にとって非常に重要なことであった。 その立場がわかるような装 妻の座を得るために結婚 こえるの 自ら の勤めを果たす で ある。 女性は とい W が 妻 な す

n

ばならない

と書か

ħ

てい

、 る。

女性は結

婚

Ü

君主

には ない。一八九一年に発刊された『女鑑』には、「女子教 るために行われた 女性は結婚して妻になるのであり、 に足るべき、良妻たらしむるにあり」と書かれている。 育の本旨は、 近代になっても、 .結婚することが必要だったという状況に 其の淑徳を啓発して、男子の功業を扶くる 女性が社会的に位置づけられるため 教育も「良妻」にな 変わりは

にとって「結婚」 業主婦になるのが によって雇用者が増 とする政策を強力に推進した。そして、 しかし、高度経済成長期に、 後、 憲法で男女平等が は 「あたりまえ」 加し、 「永久就職」 女性は20代半ばで結婚 謳 わ れ、 とも 政府は の社会になった。 イエ V ゎ 制 産業構 性別分業を基盤 れ 度 は 造 解 仕事をも 体され 0 転換 専

> たない 機に指輪をすることが広がった。 ライフコースをたどる女性に、 うな社会的な位置づけを得ていた。 女性は、 結婚することによって就職で得られ 結婚という重要な節 同時 期 こうした るよ 目

性は、 婚」と「夫」によってではなく、 でのみ社会的な存在になるわけではない。 家庭役割を担い、働く社会の構築が進められている。女 今日では男女共同参画社会の実現に向 結婚し夫を通して社会とつながり、 仕事をすることで自 け、 妻という立 女性は、 男女ともに

意味づけやパ 多様なライフコースをたどるようになり、 係性の変化の表れといえよう。 れるようになったのは、 る呼び方に「主人」 が反映しているとみられる。 識や、女性にとって結婚が唯一の道ではないという意識 てきた。ここには、 ともにするカップル、 る風習を変えてきた。 生き方は女性の結婚に対する意識を変え、 自身を社会のなかに位置づけるようになった。こうした] 1 ナーとの関係性はさらに変化して の他に「夫」 男女ともに家庭役割を担うとい 夫婦ともにしないカップルが 例えば結婚指輪については、 女性の生き方や意識、 また、 今後、 など様々な呼 女性 女性も男性も の配偶者に対す 結婚にか 結婚に対する 夫婦 称が ・う意 みら 増え か

くだろう。

日本語を学ぶ 人権教育と「生きるためのことば」 ・日本語で学ぶ



研究センター専任研究員

どう反応されるでしょうか。親と一緒に来日・定住し 日本語教育は人権教育です」と言われたら、 晴子 読者は

て、日本の学校で学ぶ外国出身の子どもたちの話です。

「そんなの当たり前」でしょうか。 「え、ちょっと違和感 「語学は語学教育でしょう」という声も聞こえてきそう

子どもの場合、 進学機会の確保、 夫」と誤解されがちです。 らかですが、 題と論点は、年少者日本語教育、母語・母文化の保持. こういった子どもたちについて、現在の日本社会の課 日常会話が流暢になってくると「もう大丈 日本語指導が必要なことは誰の目にも明 居場所の確保です。来日して間もない 実際は「学習に必要な日本語

> 「思考する」言語が確立できないまま育つケースも、 人の深刻な生きづらさにつながるからです。 題視されています。外からは分かりにくいのですが、本 きなくなる弊害は大きいです。母語も日本語も不十分で は失われやすく、家族とのコミュニケーションが維持で く子どもが多くいます。低学年で来日した子どもの母語 する」スタートラインに立てないまま学年が上がってい 習得には年数がかかるので、「日本語で学ぶ」「思考

が少しずつ配置されるようになりました。 語指導だけでなく、ネイティブの母語教員や母語支援員 教育委員会の中で人権教育と同じ部局にあります。 が、たとえば京都市でも、 教育業界以外の方には意外に思われるかもしれません 権教育のひとつ、と位置づけられるようになりました。 でも「行動計画」や「方針」などで「外国人教育」は人 加盟国に求めるようになったことをきっかけに、 1995年から国連が人権教育への取り組みや行動 に生きていく態度を育てるという点では地続きです。 ます。偏見や差別を排し、異なる背景の人々を尊重し共 の子どもたちの教育をも指すようになった経緯があり を指していたものが、次第に多様な民族的・文化的背景 ら90年代にかけては在日コリアンの子どものことだけ 教育行政における「外国人教育」は、1980年代 外国人教育・日本語指導は 日本

りがフィリピン人の母語支援員でした。 されていたのがとても印象的でした。 今年の 4月、 ある講座において、 スピー 次のように発言 カー . О おひと

子どもに必要なことです。人間として生きていくため さん、居場所をつくりましょう。」 の、基本です。基本の、 読み書きのちからや、考えることばは、〈すべての〉 権利だと思います。・・・ みな

りないから無理、 十分な自治体が多いのは事実ですが、しかし、予算が足 りません。対応には自治体間格差が大きく、実際には、 化活動をすることは、 援員は学校の中で日本語担当教員や担任らと協力しな との共通性を見出されるのではないでしょうか。 ちるというか、同和教育実践のなかで語られてきたこと ありません。 もった言葉でした。公立学校で日本語学習や母語・母文 古くから人権教育に関わっておられる方々は、 あらゆることをしています。その中での、 母語活動、適応支援、 なんとか知恵を絞って取り組むべき事柄な やらなくていい、という類のことでは 〈特別扱い〉や〈不公平〉ではあ 保護者と教員の間 この通訳 実感のこ 母語支 腑に落 不 な

なずきます。

ることができます。 その教育効果は、 が得るわけではなく、 日本語能力という形でその対象児童 例えばこんな場面がありました。 学校の中の人権教育に位置づ

本

す。 す。ミアさんは、 他の児童から「おふろの用意すること!」と声が飛びま ういう風に言ったらミアさんに分かりやすいですか?_ ミア「えー、わからない・・・」(首をかしげる)先生「ど ります。ミアさん、〈入浴準備〉って何かわかりますか?」 りしていますね。でも、皆さんにお願いしたいことがあ とても上手になって皆さんと一緒に遊んだり勉強した 前で先生は発言します。「ミアさん(仮名) いか、と日本語の先生は予測していました。学年全員 る空間では、日本語の指示がわからなくて困るのでは 生活では問題なく行動できていましたが、学校とは 小学校の校外宿泊学習を前にした学年集会でのことで ある児童は来日してしばらくたち、友人関係や日常 あーなるほどわかった、という顔 は日本語 異

知るには、愛知県が作成したスマホアプリ「やさしい さしい日本語ニュー しい日本語」と呼ばれるもので、現在ではNHKも「や す。これは多文化共生の文脈の中で広く知られる ことを、児童や担任教員らが体験的に学んでい ば、 語 日 スムーズな意思疎通や情報提供が可能になるという 本語ネイティブ話者が伝わりやすい もおすすめです。 ż を毎日配 信してい 日本語 、ます。 るので やさ 使

同 労働同一賃金の原則について

0)



研究センター研究第六部長 京都大学名誉教授

政府の「働き方改革」には長時間労働の規制、 西村健一 郎 高

是正する重要な方策の切札として登場したともいえる。 る、 金を支払うということであるが、 ある。これは、平たく言えば、 その中でも重要な課題が 齢労働 しかし、 正規労働者と非正規労働者の、 者の就労促進等多くのテーマが挙がっているが、 正規労働者の場合、 同 新規学卒一括採用後、 同じ働きであれば同じ賃 労働同 現在の喫緊の課題であ 非常に大きな格差を 賃金の原則」 会 で

社内での研修・

労働養成、

長期のキャリア形成を予定し

いる。 年功、 の格差是正が課題となっているのである。 のに対して、 差があることであり きシンプルに決まる時間給制と対置される構成となって 外部労働市場 素によって決定され、 には退職金の支給の形態が通常である。 年に二回ないし三回の賞与(ボーナス) とが大きな特徴となっており、給与 所は無限定 都 合で 学歴、 問題は、この両者を比べてみて、非常に大きな格 (無制限ともいえる) (業務上の都合での配転・出 わが国では四割を超える格差がある)、こ 世帯構成、 (世間相場) (310 非正規労働者のように世間相 職務上の責任、 によって当事者の合意に基 ッパの場合二割程度である 長時間残業が存在するこ (賃金) 給与 (賃金) の支給、 能力等多様な要 向あり)、 も月給制で、 退職時 業務 は

国には、 平成八年三月一五日 名な裁判例である丸子警報器事件・長野地裁上田支部判 同一労働同 同 (価値) 賃金の原則 労働同 (労判六九〇号三二頁) 賃金の原則を定める実定 0 存否が問題となった有 は、 ① わが

て長期雇用が約束されるとともに、

通常、

職種

勤

務場

0

ものである

には二割の範囲で裁量があるとしても、 ものとして公序良俗に違反する、とした。 為に基づく損害賠償を認容した。 なるときは」、 る賃金格差は、 る「均等待遇の理念」は、 者の賃金が ひとつの重要な判断要素になる、 「同じ勤務年数の女性正社員の八割以下と 公序良俗に違反すると結論づけ、 使用者に許された裁量の範囲を逸脱した 賃金格差の違法性判断に ③その理念に反す 原告ら非正規労 そして使用者 不法行 お 11

事

法規は存在しないこと、②しかし、その原則の基礎にあ

条等)。 均衡原理として、 九 るている く差別禁止 条) とは異なる、 これは、 (労働契約法二〇条、 (労基法三条・四条、 差別禁止に基づく均等処遇とは異なる 現在、 「合理性のない わが国の実定法規にも設けられ パートタイム労働者法八 パートタイム労働者法 ·格差」 を違法とする

こうした考え方は、

性別、

人種

国籍、

信条等に基づ

は、

ややミスリーディングな表現ではある

二六日・労判一一四三号五頁など)。 「同一労働同一賃金 輸事件 労判一一四四号一六頁、 号一一頁、 裁判例は必ずしも統一されているわけではない 一一三五号五〇頁、 ,件・大津地 もっとも、「不合理禁止」の法理の実際の適用において、 ·東京地判平成二八年五月 同控訴審・東京高判平成二八年一一 彦根支部判平成二七年九月一六日 同控訴審·大阪高判平成二八年七月 ハマキョウレックス 三日・ 労判 (差戻 月二日 一三五 (長澤運 労判

働者が正社員に転換できるルートを整備し、 必要があろう。 企業内賃金格差の妥当性如何に適用されることは避ける にはまだあいまいな所もあり、 の立法作業が考えられている。 (平成二八・一二・二○)を決定し、これをもとに法改正 三 なお、政府は、「同 山田 久氏が主 一労働同一 張するように、 これが杓子定規に労使 しか 賃金ガイドライン案 Ĺ ガイドライン案 キャリ 非 正 規 ア形 の労

労働同一 賃金の衝撃』 日経出版、 参照)。 成での格差是正を図る視点も必要であろう

同氏

同

労働新聞三○八七号、三○八八号、三○八九号参照)。

違いを強調する論者として、東大の荒木教授の論考

(均等処遇と「均衡処遇」(不合理禁止)

ح

京都ウィメンズベース」 概要について の



京都ウィメンズベースセン 中西たえ子 夕

職 業生 進 平 法 生活に が 施 だ を だ 画 成 きが 0 策定 拡大しています。 おける活躍の 年 を義 应 行されるなど、 月、 務 性 推進に関する法律」 一の活 部 努力義務) 躍 社会全体で女性 推進に むけ 付ける「女性 た (女性活 事 活 業主 を活性主

スポー 京都労働局 輝く女性応援京都会議」 が活 社 口 揮 団体等と行政とが連携して女性の活躍推進組織 . ツ, 会 が不可欠です。 減 一の活. 躍してきた京都においても、 少 産業から地域づくりにい 社 ・京都 力を維持していくため 会を迎える 商工会議 古から文学をはじめ文化・芸術、 中、 (事務局:京都府 所 我 が国 を発足させ、 たるまで、 には、「女性の力」 0 平成二七年三月、 持続的 ・京都 成 活躍 長を促 幾多の 0) 市 加

0)

行動宣言

の各項目に

沿

0

た は

事

業

ユ

1

を展

開しています。

事業内

京

都ウィ

メ ン

ズ

ベ

1

ス

で

几

2

京都 都

メン

ズ

ベ ス概

1

ス 要

は、

ウィ

メンズ イ 応

ベ

1

<

女

会議



三八

年

凣

月 て

拠

点とし

K 置 設 連 らも高く Ĺ この なく、 携したオー しました。 取 ように、 評 全 ŋ 価されているところです 国組 ル京 初ん で 0 経 取い 都 済 組 る 体 寸 都 制 体 道 等 で て、一方に 拠 بخ 点 県 行 を設が は 国 他

平成 27 年 3 月 16 日輝く女性応援京都会議 発足

を 中 推 的 7 務 京都 京

局

能

を担め 性 ウ

お

ŋ 機

短期

に女性活

進するため 平 躍 集 事 援 0

平成28年3月 京都女性活躍応援計画 策定

輝く女性応援京都会議で採択した4つの行動宣言に基づき、経済団体等と行政とがオール京都で京都の女性 の活躍に向けた推進計画を策定

- 〇計画期間:平成28年4月~平成38年3月
- 〇4つの行動宣言に基づき、「現状と課題」「対応する取組」を整理
- 〇施策推進の目安となる、11の参考指標を設定

画 基 け 八四 宝づき、 年三 0 月に 「京 行 動 には、 都 宣言 女性 この を採 活 行 択

成

動宣

言に 平 化

向

応

援

計

を策定しました。

3

企

業

ス

す。 て 性 比

意

欲

あ る女

性

が、

ぞ

n

0

価

値

観

13

づ

V

7

働

<

が

できるよう、

様 それ

々

な

研

修

メニュ

]

を提 基

供

にします。

き、

画

2

女

性

躍

向

た総合的

な人材

育

成 係

と考えて

おります

保

平

成

八 活

年

度 に

0 ij 京都

府

の調

查

では、

長

相

当

職

0

率二

% に

対

Ĺ

課長相当職

Ŧi.

とな

つ 女

ŋ

若手社 ○ <u>Ť</u>.

員

管

理

職

予備層の人材

育

成

が %

重

人権の 〝窓〟

男

女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」 女性活躍支援飛点 「京都ウィメンズベース」開所式

ター 支 スをさ 伝 を ン 直 援 ス 11 推 性 ゲ が Þ 接 女 訪 必 せ 進 活 ッ 要 7 性 問 1 7 Ĺ とし な 活 ネ 11 ただき 中 ワ 躍 1 7 小 推 計 1 企 取 淮 画 ヤ ク ま 組 業 策 1 ラ 0 を 定 を す。 r が 1 K 進 メ 0 フ 1 め お企バ ま

とな とし 事 業主 そ つ 11 う 7 い中行 好 る、 循 小 動 企 計 環 13 優 業 画 秀 繋 に 0 な人と げ 策 て 定 7 材 を 13 き 0 課 契 た確 題機

す。

応

じ

てト

Ì

夕

ル

に

#

ポ

]

1

)ます。

企 業 0 事 主 行 動 計 画 イ特バイ 策 手 業 ラ 定 うととも (4)

(1)

仕

事と生

活

を両

立

Ļ

そ

0

ながら、 ことは、女性な 性と能 要です 起 なら 力を 団 女 起 体 性 で 発揮 業 創 Þ 前 金 のは 業 多 して活 か 融 0 0 様視 5 推 機 な働 起 関 2業後 を 0 躍 き方の して 取 活 ŋ か 、と各ステ 組 0 Ĺ W 心みと連 7 くこと つです 起 業する 獲 が 1

き経があ構同 7 確 6 済 男 11 成 参 ・ます。 か的 保 Ŵ 員 画 女 、つ、 及び がされ、 ٤ 社 共 る分野に 会 L 同 文 て、 参 0) 共 に責任を担うべき社会となれ的利益を享受することが 定 b 画 お 自 義 社 つ て男女 ける活 会基 5 は 0 意思に 男女が 本 気が均に 法第 均 参 ょ 社 等 会 画 って社会 「する 0 政 対 男 治 女 で

じてお す る 社 ります。 機 に 会が 0 尊 あ 重 確 5 保さ 誰も さ ゆ る分 n が自け れ る 野 こと n 13 身 おのば 価 がけ 重 Ź 値 要 活 観 な な 13 動 11 のに基 づ

今後とも切磋琢磨し ウィ メンズベー ス てま 0 いり 取 組 たいと思 がその一 11 助となるよ 、ます。

それ 女 だれ 性 0 価 値 観 は 本 当 様 々 なら ŋ と私は

女とも 0 13 推 13 お 長 進 H 時 る 間 働 き方改 労 働 0 削 革 減 Þ や ワ 働 1 営き方 ク 0 ラ 1 見 直 フ しを行 バ ラ す

京都

共 3) Ĺ 重 個 行動宣言 1 自主的な行動計画の <u>行動宣言 2</u> 積極的な人材発掘・能力開発・登用 行動宣言3 行動宣言 4 「働き方改革」の推進による環境づくり 起業・創業の推進 等の推進 策定推進

2017年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に1998年に開設をしたもので今年度で20年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点を向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

*今年度も「人権大学講座」に「講座・人権ゆかりの地をたずねて」(※)を統合して実施します。

■ 講座日程表/講座内容

	月日曜	種別	時間	講 座 名		師	備考
2	7月3日 (月)	講義	14:00 ~ 15:40	性的少数者と人権		洋幸	第4部
3	7月12日 (水)	講義 (旧ゆかり)	14:00 ~ 15:40	40		秀俊	第2部
4	7月19日 (水)	講義	14:00 ~ 15:40	学んで活かそう女性の権利	山下	泰子	第4部
5	8月1日 (火)	講義	14:00 ~ 15:40	子どもの権利条約と子どもの権利委員会	大谷美 坂元	€紀子 茂樹	第1部
6	8月29日 (火)	講義 (旧ゆかり)	14:00 ~ 15:40	京都の伝統産業と在日朝鮮人	高野	昭雄	第3部
7	9月4日 (月)	講義	14:00 ~ 15:40	部落差別の今をどう捉えるのか		浄進 直子 進吾 崇記	第2部
8	9月19日 (火)	講義 (旧ゆかり)	14:00 ~ 15:40	京都五山碩学僧と対馬(朝鮮)修文職		宏	第3部
9	9月29日 (金)	講義 (旧ゆかり)	14:00 ~ 15:40	戦前京都在住朝鮮人の福祉活動 ~向上館保育園・産院と朝鮮人留学生~	水野	直樹	第3部
10	10月17日 (火)	講義	14:00 ~ 15:40	ワーク・ライフ・バランスと労働法の課題		新	第6部
11	10月23日 (月)	ワーク ショップ	14:00 ~ 15:40	人権の参加型学習 ~「違い」の検討~		孝實	第5部
12	10月31日 (火)	講義	14:00 ~ 15:40	企業とCSR(企業の社会的責任)	桑原	昌宏	第6部
13	11月13日 (月)	講義 (旧ゆかり)	14:00 ~ 15:40	前近代の福祉政策を考える 〜被差別民の生きる権利〜	山路	興造	第2部
14	11月24日 (金)	講義	14:00 ~ 15:40	多文化共生社会と市民性教育		志帆	第5部
15	12月8日 (金)	講義 (旧ゆかり)	14:00 ~ 15:40	もう一つの中世被差別民像 ~官途名・花押・襲名~		將生	第2部
16	1月22日	講義	14:00 ~ 15:40	医療と人権	大谷	實	理事長
	(月)	修了式	15:40 ~ 15:50	研究センター理事長 大谷 實			

※会場:ハートピア京都(中. 烏丸丸太町下ル)

「旧ゆかり」は、「講座・人権ゆかりの地をたずねて」のことを示しています。 ※「講座・人権ゆかりの地をたずねて」: 京都の各地を人権の視点から紹介し、その歴史をたどりながら学ぶ講座

会場案内



講義会場

※受付:午後1時30分~

京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒 604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る 清水町 375 番地

TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5番出口 (地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス、JRバス 「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ

申込方法

受講 料

1回 1,000円 全講座一括の場合 13,000円

- ※全講座を一括で申込みいただくと受講料が割引きとなります。
- ※賛助会員は無料で受講できます。

受講手続き

- ○受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要事項を記入し、郵送又は FAXで申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。 複数の受講希望日をまとめて申込みが出来ます。
- ○申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。

(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・京都銀行	府庁	前支店	普通 853685		
·東京三菱 UFJ 銀行	京都	支店	普通	1222396	
·京都中央信用金庫	本	店	普通	1039688	

申込先

公益財団法人世界人権問題研究センター

〒 604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話:075-231-2600 FAX:075-231-2750

E-mail jinken@kyoto.email.ne.jp

HP: http://www.mmjp.or.jp/jinken/research/index.html

「賛助会員」募集中

- ◎ 年会費 個人会員 1万円(学生は5千円) 法人会員 5万円
- ◎ 特 典 ・『グローブ』 (季刊:年4回発行) 『年報』の無償送付
 - ・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付
 - ・「人権大学講座」の無料受講
 - ・人権図書室所蔵の図書貸出サービス
 - ・当センター主催の講演会等への優先案内

ボランティア人権ガイドのご案内

す。さらに、朝鮮半島や中国から渡ってきた人びとが京 都文化の構築に大きな役割を果たしました。 発展に寄与した被差別民衆の生活史がおりなされていま 地がありますが、そこには、京都の歴史と文化の創造・ 京都のまちには、 名刹、 名庭、 史跡など数多くの名勝

視点でとらえ巡ることができるよう、ボランティア人権 ガイドを派遣しています。 当センターでは、このような名勝地などを人権という



【コース一例

|洛北コース 〈龍安寺・金閣寺・ツラッ ティ千本・北野天満宮)

|洛東コース

《銀閣寺・水平社 豊国神社 八坂神社·清水寺·耳塚 石碑

|洛中コース 東柱詩碑・護王神社・六千本釈迦堂・相国寺・尹 角堂・四条河原の阿国像〉

|洛南コース

|洛西コース 〈東寺・柳原銀行資料館・醍醐三宝院・伏見稲荷大社

コースは一例です。その他ご要望に応じます。 (松尾大社・月読社・葛野大堰・天龍寺・広隆寺





1,000円を加算 【ガイド料金】 2時間以内…2, 0 0 0 円 その後、 1時間ごとに

でお支払いください。 ガイド料金は、ガイド終了後、 担当ガイドに直接 現金

【お問合せ先】

e-mail: jinken@kyoto.email,ne.jp FAX: (075) 231-2750 TEL. (075) 231-2600 公益財団法人世界人権問題研究センター

世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円(税込) ~ 2.000円(+税)

「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価 1,800 円 (+税)

「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前 例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文 化の創造をめざす人々の学習の手引となるように 編集しました。



季刊「グローブ」(研究センター通信) 年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業について の報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部か らの声などを掲載しています。



○定価 2,000 円(+税)

創立 20 周年記念出版 「職能民へのまなざし」

前近代社会において、「職人(職能民)」と呼ばれた人々が如何なる位置に置かれ、どのようなまなざしを向けられていたかを共同研究した成果です。



◎定価 1,500 円(+税)

「歴史のなかの人権文化」

季刊誌グローブに創刊号以来、上田正昭名誉理事 長が連載された歴史随想を全編収録しています。



◎定価 8.200 円 (+税)

創立 10 周年記念出版

「散所・声聞師・舞々の研究」

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組んできましたが、その成果をまとめました。



◎定価 1,800円(+税)

「京都人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



◎定価 各号 2,500 円 (税込)

「研究紀要」の刊行(年1回発行)

「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」 「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題 の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部 門での個人研究の成果を公表しています。



創立 20 周年記念式典・シンポジウム 講演録 創立 20 周年の記念講演・シンポジウムを中心にま とめています。



フィールドから見る女性の身体と習俗

女性の身体に関わる出産や月経をめぐる「穢れ」 について、その歴史を振り返り、見過ごされがち であった声をフィールドワークをとおして聴き 取った共同研究の成果です。海外の事例もいくつ かご紹介しています。

人権問題研究叢書 第15号刊行(2016年12月刊行)

2014 年度·2015 年度講演録 講座・人権ゆかりの地をたずねて

定価 1,500円(税別)



人権問題研究叢書

① 救 (15) (14) ③歴史のなかの人権文化 ②職能民へのまなざし ①講座・人権ゆかり ⑩部落実態調査の書誌的研究 ⑧講座・人権ゆ ⑦歴史のなかの女性の人権 ⑥京都の中の渡来文化 ⑤ 人権から見た近代京都 ④講座・人権ゆ ③朝鮮通信使と京 ②アイヌ・台湾・国際人権 地をたずねて)講座・人権ゆかりの 一人権の視点から一)都の文化・光と陰 地をたずねて 講座・人権ゆかりの 二〇一四年度・二〇一五年度講演録 地をたずねて 二〇一三年度講演録 地をたずねて 二〇一一年度講演録 地をたずねて 二〇一〇年度講演録 二〇一二年度講演録 済 0 社 いかり かり 会 (絶版) 都 Ó 0 0 史 研究センター世界人権問題 研究センター世界人権問題 研究センター世界人権問題 研究センター世界人権問題 研究センター世界人権問題 研究センター世界人権問題 上田正昭 研究センター 研究センター世界人権問題 上 秋定嘉和 仲尾 Щ \mathbb{H} 安藤仁介 I 路 興 造 田正 端泰子 宏 昭 著 編 編 編 著 著 著 定価 一五〇〇円 定価 一五〇〇円 + 税 在価 一五〇〇円 +税 名5判·二二三頁 定価 一〇〇〇円 (税込) 在価 一五〇〇円 定価 一五〇〇円 在5判·三一九頁 年 一五〇〇円 在価 一〇〇〇円 定価 一〇〇〇円 (税込) 定価 一五〇〇円 名5判·二二四頁 完価 一五〇〇円 +税 定価 一五〇〇円 定価 一五〇〇円 ・税 定価 一五〇〇円 定価 | 〇〇〇円 (税込) 五00円

- 公益財団法人 世界人権問題研究センター刊・

◎お問い合せ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1 TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750 [URL] http://www.mmjp.or.jp/jinken/[E-MAIL] jinken@kyoto.email.ne.jp